

道明寺記について

中 井 眞 孝

一

河内國志紀郡土師村（大阪府藤井寺市道明寺）にある道明寺（尼寺で眞

言律宗に屬し、西大寺の末寺）は、古くは土師寺とも呼んで、土師氏の氏寺として建立されたが、佛堂坊舎の他に、土師氏祖神を祭祀する天穗日命社、土師氏後裔の菅原道眞すなわち天神を勧請した天満宮をも合せた、神佛混淆の尼寺であった。近世の初めには、觀音堂（本堂）、太子堂、藥師堂、食堂、一室、二室、三室、新坊（四室）、南坊、東坊、壽命院、東福院（^{（佛宇）}以上は）、天神宮、奧天神（天穗日命社）、白山權現、三社（伊勢・春日・八幡）（^{（祠社）}以上は）の佛宇祠社を數えた。^{（1）}

しかし、明治維新におよび、政府の神佛分離の方針にしたがい、道明寺もまた、明治三、四年から六年にかけて堺縣の手により、「道明寺神佛分界之儀」が斷行された。^{（2）}結局のところ、天穗日命社と天神社を合併し、土師神社と號して従前の地所に鎮座し、佛堂坊舎はほとんど取毀され、わずかに三室と松樹院を約百米西の地（字乾堂）へ移轉し、^{（3）}尼僧の「自費營膳」をもって道明寺の名跡と法燈を繼ぐことになつ

た。すなわち近世まで神佛混淆の道明寺は、近代になって「土師神社」^{（舊村社。現在は道明寺天満宮と改稱。以下天満宮とよぶ。）}と「道明寺」^{（尼寺。古義眞言宗に轉す。）}に分離したのである。

これで「神佛混淆御引分」が一應は完了したことになる。しかし近代以後の「道明寺」は神佛混淆時代の舊道明寺の名跡と法燈を繼承したにすぎず、「土師神社」「天満宮」は舊道明寺の境内ばかりかほとんど全部の什寶・古文書等を收得したのである。端的にいうと前近代の道明寺の歴史を「土師神社」「天満宮」が繼承したことになるのである。今日、道明寺の歴史を語る資料の多くは「天満宮」に所藏されているので、道明寺史の研究にはまず「天満宮」を訪ねねばならない。

昨年の七月、筆者は機會を得て「天満宮」の什寶と古文書を拜見した。その中で、外題に「道明寺記謄」、内題に「河州志紀郡土師村道明寺尼律寺記」という、上中下の三卷からなる繪卷物（繪十八圖・詞書十九段）に接した。一見してそれが道明寺の緣起であることはすぐ判明した。ついで「道明寺」にて、やはり「河州志紀郡土師村道明尼律

寺記」という卷子本（一卷）を見たが、これには繪がなく詞書だけである。⁽⁴⁾「天満宮」所藏の「河州志紀郡土師村道明尼律寺記」（天満宮本とよぶ）と「道明寺」所藏の「河州志紀郡土師村道明尼律寺記」（道明寺本とよぶ）は、詞書の部分についてはだいたい同じ内容であるが、天満宮本の方が詳しく、道明寺本は天満宮本を抄録してやや簡單で、兩者は廣本と略本の關係にあることが分つた。

『大日本佛教全書』寺誌叢書第三（舊版）に收録する「河州志紀郡土師村道明尼律寺記」は、その奥書によると、道明寺三室に所藏されて來た寫本（道明寺三室本とよぶ）を底本にして、天満宮本も道明寺本も底本にしていないのである。佛教全書が底本にした道明寺三室本は、道明寺本と内容が同一で、假名遣いに若干の相違はあるけれども、記事に出入りがない。おそらく道明寺本を轉寫したものと思われる。この他、内閣文庫に、外題が「道明寺緣起」、内題が「河州志紀郡土師村道明尼律寺記」という冊子本（二冊）の寫本がある。これには奥書がない。道明寺本ないしは道明寺三室本の轉寫で、明治以降に内閣文庫の架藏となったようである。

道明寺本は、それを轉寫した道明寺三室本が佛教全書に刊行されているが、天満宮本は、道明寺本および道明寺三室本の原本であつて、まだ刊行されたことがないので紹介するに値すると思われる。すなわち、第一に佛教全書に收録の道明寺三室本、道明寺本の轉寫は天満宮本を抄録した略本であること、従つて第二に、廣本である天満宮本には略本に抄録されなかつた記事があり、それにはこの道明寺の緣起（道明寺記）が成立した時期を示す奥書をはじめ、道明寺史に欠くことの

出來ぬ重大な事柄を記載している。よつて、「道明寺記」として採用するには佛教全書に收録するような略本よりも、成立年代も古く内容もはるかに優れた廣本の天満宮本の方を選ぶべきである。そこで本誌の紙面をかりて天満宮本を紹介し、刊本としての周知の略本の疎漏を補い、若干の考證を施すことにする。

二

〔天満宮本〕

道明寺記贍上

（外題）

河州志紀郡土師村道明尼律寺記卷上

（内題）

（第一段）

夫佛日あまねくかゝやきてハ、磯馭盧鳴の山岳を照し、法水とをくなかれてハ、豊秋津洲の河海に漲る、其德たかく、其益ふかし、誰かこれを思議せん、こゝに河州志紀郡土師村道明尼律寺、もとは土師寺といへり、これすなハち土師の里に草創し侍るによりてなり、のち道明寺と改めることハ、菅丞相の因縁あるによれり、此里は垂仁天皇の御宇、野見宿祢にはしめて土師の姓を賜りてより里に名付て領知し、敏達天皇の御宇、土師八嶋に至りて、あひつゝあて住居し侍る、宅の北に高き岡あり、松老鶴鳴て、風景ことに愛しつへし、此岡の底磐根に、

宮はしらふとしきたてゝ、天日穗命をいつきまつる、これ土師連等の遠祖なれハなり、今俗に奥の天神といふこれ也、後又牛頭天王又ハ武尊といふ素戔嗚尊也婆利塞女天女の妃これ婆を勸請して、相殿にまつれり、今に蠶籠王の女なりを勸請して、相殿にまつれり、今に至りて毎年八月朔日より同廿六日まで、御神事をとりおこなふ、いにしへハ御旅所に神興をわたし奉りしかども、今ハたゝ其式のミにて、神興御幸の道のあとなど、わつかに境内に残れり、

〔繪〕

(第二段)

抑當寺の開基ハ、聖德太子、尼僧伽藍を建立せましくおもほしけるに、八嶋ちからを合せ、心をひとつにして、ミつからの住宅を捨て梵刹となせり、其境東西百二十歩、南北二百二十歩ばかりにして、南大門、三門、五重の塔、金堂、講堂、廻廊、ならひに尼僧の房舎九軒、衆會堂、食堂、浴室等を建立したまふ、是より後、土師家代々檀越となれり、光仁天皇天應元年、土師古人に菅原姓をたまはりてより後、道眞公に至まで、菅家はいよく外護のちからをそへ給へり、

〔繪〕

(第三段)

稱徳天皇神護景雲三年、あらたに詔り有て、當國若江郡稻葉菱江の二村に、當所をあはせて、なかく寺領とさためくたしたまふ、これをも

道明寺記について

て寺門ますゝ繁榮し、ふるきをおきなひ、あたらしきをまして、殿堂ことゝくそなハリぬ、また穗日命の宮居をもあらため造り、さらに白山權現、稻荷明神を勸請す、しかるゆへハ、元正天皇癸卯年中に、泰澄法師、白山權現の眞身を拜ミ奉らんとちかふ、ときに十一面觀音、光明赫熾として現し、像末の衆生をすくひたまはんと約し給ふ、また稻荷明神ハ、元明天皇和銅年中に、伊奈利山に現したまひてより、佛法擁護したまへは、わきてあかめ奉り、二社を造營しけるとなり、其外、欽明、敏達、用明、崇峻、推古、この五帝の宮殿を造り、聖德太子の靈祠をいとなみ、かたはらに八嶋の祠堂をたつ、又南門のほか、東の方に客寮をかまふ、尼寺のうちにハ、男子の宿をゆるさゝるか故にこそ、院相の外、西北の隅にあたりて無常院をもつくれり、俗に乾堂といふこれなり、

〔繪〕

(外題)

道明寺記膳中

(内題)

河州志紀郡土師村道明尼律寺記卷中

(第四段)

菅參議是善卿のいもうと、覺壽比丘尼、幼より出塵のこゝろさし深くましゝて、御氏寺なれはとて、當寺におゐて、終にかさりをおろ

し、戒行たゞしく、道心堅固に行ひすまし給ふ、このゆへに菅丞相いと檀信あつうして、仕官の暇有ことに、より／＼當寺に來りて、坐禪誦經など、すべて佛門の事とりおこなひたまへり、

〔繪〕

（第五段）

陽成院元慶四年、菅丞相六十此寺に於て、一夏九旬の間に、一刀三禮して、十一面觀世音の尊像、御たけ三尺はかりなるを彫刻し、すなはちあらたに一堂を造りて安置し給ふ、今の本堂の本尊是なり、此時丞相つくり給へる詩にいはく、

一夏山中驚耳根 郭公高響入禪門

適逢知己相憐處 恨在清談無酒罇

〔繪〕

（第六段）

同八年、菅丞相四十ふたゝひ當寺におゐて、四月中旬より、七月十二

日に至りて、五部の大乘經華嚴經大集經維摩經勝鬘經法華經を書寫し給ふに、衛士童子

などの様したる者、しハ／＼來りて、或灑掃給仕し、あるひは御水を

もて硯にそゝく、丞相あやしミ給へハ、我は白山權現、われハ稻荷の

神等なり、御經書寫の業をたすけ侍るなりと、むへもかゝるやことな

き靈神のまもり給ふにそ、ことゆへなく書終り給ひぬ、さてこの經を

納めたまふべき所を思惟し給ふに、たちまち三僧現し來りて、講堂の西のかたにあたりて、おさむべき地をさししめす、丞相三僧にむかひて、誰人にていつちより來り給ふと問たまへは、伊勢八幡春日の神なりといひて、化し去給ひぬ、すなハち其他をうかたせたまふに、たま／＼石函をほり出せり、丞相ことに感喜して、やかてこの石函に經をもり、土をもて上をきつきておさめたまふ、その／＼ちかの塚より木槎樹をのつから生出て、月々年々にしけミをそふ、のち回祿のわさハひにあひて枯しかとも、その根なをくちすして、ふたゝひ枝葉生出て今に至りてさかりなり、かの御經書寫したまひし時の硯、今なを傳へてあり、三僧化現のあとにハ、三の社をたて、その前に杉二もとを植えき、影向の杉と名つけて、子葉孫枝みとりをふくめり、

〔繪〕

（第七段）

光孝天皇仁和二年、丞相四十また一夏當寺にゐまして、鏡の面にミツ

から金泥をもて阿字を書し、この鏡にむかひて阿字觀を修したまへ

り、その鏡いまにあり、此ときまた譽田八幡宮に一七日參籠したま

ふ、ことに七月十四日よもすから念誦したまふに、八幡大菩薩、童子

と化して、他の國よりも我國、他の人よりも我人と勅し給ひ、錦の袋

に寶劍を入て、丞相にあたへたまへり、その劍三股杵をもて櫛となせ

り、

〔繪〕

（第八段）

醍醐天皇延喜元年、丞相七十五太宰權帥に左遷せられたまふとき、一夜のいとまを許されたまひ、當寺に立よりて、御わかれのかたみとて、御舍利五粒一粒をのく一色を覺壽尼にまいらせたまふ、覺壽わかれをおしミ、丞相の御すかたを木像にきさみてとゝめたまへとこひ給ひしかハ、みづからの影を鏡にうつし、そのことく木像にきさみて殘し置給ひぬ、此時いつくともなく十人の化人現して、たすけ造り侍れハ、一夜のうちに成就せりとなん、まことや丞相は十一面觀自在の權化といへハ、さるへき表相あらん、その時もちひたまひし小刀今に有、よもすてに深くくまゝに、庭鳥の聲きこえけれハ、丞相、なけハこそわかれもうけれ鳥の音のなからん里のあかつきもかなと詠したまひて、立出たまへり、今にいたりてこの里に庭鳥のなきことハ、此御詠歌のゆへとこそいひ傳へ侍れ、五粒の舍利今なを光明かゝやきておハしませり、

〔繪〕

（第九段）

延喜三年二月廿五日、かの配所にしてつみに薨去ましゝければ、安樂寺にはふふり奉りぬ、其のち安樂寺の僧長權僧都のもとより、丞相の遺告とて、御かたみのいろゝを覺壽のもとにをくらる。

阿彌陀經

道明寺記について

般若心經

をのく一卷、これハ紺帋銀泥をもて、ミづから書寫したまひし也

五股鈴 一箇

自畫自像 一幅

これハ八葉の鏡に御影をうつし、楊枝にてゑかき給ひしとなり、世の人楊枝の御影といひならハせり、

寶劍 一柄

是ハ譽田八幡宮より感得し給ひし寶劍なり、

石帶 一條

笏 一握

八葉鏡 一面徑一尺

小鏡 一面徑四寸八分

櫛筒 一箇

此内に櫛一枚濃紫のもと結二筋あり

瑠璃壺 一箇

是ハ宰府におもむきたまひし時、宇佐のほとりにて龍女出現して、丞相に奉りしとなん、いひ傳へ侍りぬ、

このしなゝいま現に寶藏にあり、

〔繪〕

(第十段)

朱雀院天慶四年八月、日藏上人^{名道賢}金峯山にのほり、藏王菩薩にまみえ、又大政威徳天にまみゆ、大政天告ていはく、我ハこれ上人本國の菅丞相なり、我はからざるに配流の身となる、讒臣のことを用ひ給へハ、つらきかきりの君臣をなやまし、恨のまゝに人民をそこなひ、悲泣のなミたをもて暴雨と化し、本國をひたして水海とし、わか住國となさんとはかる、しかれども本國ハ蜜教流布の所にして、諸佛菩薩大悲の願力をもて、名を明神にかりて諸國に化現し、衆生を擁護し、我をなくさめざしたまふ、我も佛法を敬重するかゆえに、おほいなる害をなさず、たゞわか十六萬八千の眷屬の惡神等、より／＼災難をおこす、我これを禁制することかたけれハ、今一つのちかひをたて、本國にをくらん、もし人我かたちをつくり、我名をとねんころに尊重せハ、われかならず擁護せん、上人此言をあまねく流布すへし、もし上人の言を聞て信受しあかめ奉らハ、かならず害をなすことあらしと、是よりのち諸國に宮居をたて、勸請し奉る、ことに當寺ハ有縁の地なれば、講堂のうしろにあたりて、木をきり、棘をはらひ、あらたに瑞の舎をつくり、ミつからきさみ殘し給ひし形像を安置し、護法の神とあふき奉る、今の神祠の神體これなり、是よりして土師寺の名を改めて、道明寺と名付け侍りぬ、道明もまたこれ菅丞相の御名なれハなり、むかしハ檀信の盟あつく、今ハ護法の神となりましませハ、その高德をわすれ奉らしと、寺に名付侍るならし、

〔繪〕

(第十一段)

後一條院治安二年十月中比、御堂關白道長公、高野御參詣のつゐて、南都七大寺其外所々の名藍を巡礼し給ひて、同き廿七日、當國に入せ給ふ道すから、龜瀨山の嵐、龍田河の浪、いと寒けきをしのきて、暮に當寺に入せ給ふ、ゆへある道場なれハとて、一夜とゞまり給ひて、翌日講堂をおかみめぐり給、ことに本尊觀世音ならひに菅丞相の像に向ひて敬礼し給こと淺からすとそ、丞相のもてなれ給ひし調度寶物なと残りなく台覽まします、國司爲職食堂におものなといとねんころにまふけ、御坐所には帷帳を飾り莊麗をつくし、もてなしきこえ奉りしとなん、扶桑略記にことしるせり、

〔繪〕

(外題)

道明寺記臚下

(内題)

河州志紀郡土師村道明尼律寺記卷下

(第十二段)

後嵯峨院寛元四年、興正菩薩當寺に於て、文珠供養を修したまへり、
 □なみに僧尼二百三十六人おなしく菩薩戒を受奉る、これより當寺の尼衆いよく菩薩の高德に歸して、比丘尼の大戒□□^(をう)け、また眞言の法流を傳ふ、これによりてあらたに供護摩堂傳法堂および御供所を建立せり、

〔繪〕

〔第十三段〕

伏見院永仁六年四月、忍性律師の公に請によりて、西大寺をはしめ三十四箇寺の僧尼寺におゐて、守護人等のミたりかハしきを禁斷すへきのよし、鎌倉よりの下知の趣、右近將監前上野介兩判の御下文を給はる、當寺もその隨一なれハ、忍性律師そのむねをしるして當寺におくらる、また光明院曆應二年には、永仁の例にまかせて右の三十四箇寺につゐて、御祈禱を修すへきのよし、左兵衛督より御下文をたまふ、右二たひの御下文また忍性律師の書簡、いまなを西大寺にあり、

〔繪〕

〔第十四段〕

花園院延慶三年、和州室生山におゐて、傳法灌頂堂上の法則ありし時、當國古市村西琳寺の僧鏝阿、誦經導師の役にあつかる、その朝彼表白を披見ある折ふし、俄に菅神影向ましゝて、道明寺八葉の鏡ハ忝くもわか神體なり、みたりに諸人の手にふれおかすへからず、仁者はを封閉せよと告給ひしかハ、鏝阿つゝしみて神宣の趣を記し、又八葉の鏡を木をもてうつしとゝめ、件の様を奏聞しけれハ、やかて勅封をくたし給りぬ、それよりこのかた今に至てかの鏡を開くことなし、其記文今に傳れり、鏝阿ハ此時當寺の直歳をつとめられしゆへなれハなり、

〔繪〕

〔第十五段〕

いつの比には、稻葉菱江二村の寺領ハ既に失ひをハりて、當所はかりを領知し侍れハ、寺産やうやく減して、殿堂も次第に破壊におよびぬ、ことに元龜三年、當國高屋城兵亂の火災にかかり、殿堂一時に燬燼となる、わつかに佛像持經菅神の像寶物などをとり持て、尼衆方ミにのかれさりぬ、

〔繪〕

〔第十六段〕

天正三年、尼衆江州安土にいたりて歎き訟へけるに、先規のことく當所を領知し、寺門相續すへきのよし、すなはち御朱印をくたし給ひしかハ、次第に建立して、觀音堂天滿宮僧房寶藏鐘樓等を造營しけれと、まことにそのかミのかたはかりに侍る、しかハあれとも、五篇の戒香餘薫をとゝめ、三蜜の法燈殘光をかゝけ、國家の安全を祈り君臣の和樂を祝す、これなん、富の緒川の流れたえす、天ミつ神の恵ミつきせぬ物ならし、

〔繪〕

拾遺附録

(第十七段)
惟宗朝臣孝言、當寺にきたりて作れる詩あり、

間宜多暇出城外、引歩便來古寺門、鴈塔五重承夜露、鳧鐘三下報黃昏、檀那昔至留神跡、曹大相國依爲檀越、昔日屢成寺、而文書猶殘、故有此句、紗帳深籠安世尊、樹下春闌懷舊處、家山暫忘立墟根

此詩無題集の下卷にのせたり、

〔繪〕

(第十八段)

相州田代寺の尊性といへる僧、信州善光寺に參籠すること一七日夜、われ命終の後かならず西方極樂に往生せしめ給へと、一心に祈願せしかハ、ある夜の夢に、内陣より如來の告給ふと覺えて、木櫨子一百八をつらぬき、これを以て數をとりて、念佛百萬遍修行せハ、決定して極樂國に生れん、其木櫨子ハ河州土師寺にありと、尊性夢さめて後、はる／＼尋きたりけるに、一人の老翁出てあないして、木櫨子をおしゆ、此法師是を得て念數とし、教のこつく修せしかハ、臨終正念にして往生の本意をとけたり、彼翁は白太夫の神の化現なりとなり、

〔繪〕

(第十九段)

當寺の記録そこはく有しも、元龜年中の亂れにあひておほく失ひ侍れハ、兵革しつまりて再興の後、草創よりこのかたの事實をしるし侍ら

んと、その證の明かなるものを諸方にもとめたし、又ハ残りたる古記をもて、かつ／＼大畧をわづかに書て、畫圖をくハへて三卷となししるしをき侍るのミなり、

天正七己卯年二月廿五日

三

天滿宮本は、その奥にある通り、天正七年（一五七九）に成立している。外題に「道明寺記膳」とあるので、天滿宮本は摹本ではないかと疑う向きもあろう。しかし、第十九段に、

證の明かなるものを諸方よりもとめたし、又ハ残りたる古記をもて、かつ／＼大畧をわづかに書て、

とあるように、道明寺に關する記録を傳鈔する意味で、「道明寺記膳」と外題したのではない。畫風、紙質、装幀のいずれも安土桃山時代の繪卷物と認定するに支障はない。よしんば摹本であつたとしても、それは天正七年をさほど降らないころには出來ていたと思われ、また、美術的な價值を下げて、そこに書れている詞書の史料的な價值を損うものではない。

道明寺本および道明寺三室本は、天滿宮本と異なる假名遣いが見受けられる程度で、内容に獨自性がない。道明寺本および道明寺三室本が天滿宮本を抄録したものであることは、兩者を對比すれば一目瞭然で、多くの説明を要しない。ところで道明寺本の成立は、その奥書に

此一卷岩橋出羽元古筆跡也、本縁趣

叡覽之刻

太上法皇被觸御手之旨、風早三位殿被傳之了

享保十一年丙午十二月朔日 柏亭直條

とあり、享保十一年（一七二六）のことである。柏亭直條が岩橋元古に書かせたものという。道明寺三室本の成立は、その奥書に、

右の一巻、この度きうやうゆへ、御のそみにまかせ、惡筆とは思
とも書寫せしむるなり、まことに後見のあさけりはち入候、

享保十二丁未年二月二十五日

惠宗院

秀海

道明寺

三の室所持

とあり、享保十二年のことである。惠宗院秀海がある人の求めに應じ急遽書寫したという。道明寺三室本は原本である天満宮本から直接に書寫したのではなく、道明寺本からの轉寫と思われる。道明寺本といひ、道明寺三室本といひ、享保十一、二年に相ついで「道明寺記」の略本が書寫されたのはどうしてであらうか。

寛永十年（一六三三）および延寶二年（一六七四）の水害で道明寺は諸堂社の潰滅にあひ、もと天満宮のあつた高地に堂塔伽藍および神社を移し再興にとりかかることになった。その費用を拮出するためにとらえたのが天神十萬人講の組織と靈寶の開帳である。靈寶開帳は「道明寺」および「天満宮」に所藏する古文書によると、そのころは享保九年（一七二四）から當寺で開帳し、さらに享保十九年（一七三四）に京都へ、元文五年（一七四〇）に大坂へ出開帳している。享保九年か

らほでないころに靈元上皇が、享保十二年五月に中御門天皇が、それぞれ道明寺の什寶を叡覽に入れられ、八葉の鏡に勅封を加えられている。⁽⁵⁾ 聖上の叡覽と勅封を宣傳して靈寶開帳の權威を高めようと意圖したのであるが、それには聖上ならびに貴紳に道明寺の縁起を知ってもらう必要がある。そのため、あるいは「本縁起」（天満宮本）を、あるいは略縁起（道明寺本・道明寺三室本）を作成して上覽を願ったのであろう。また、「道明寺」藏の享保九年三月三日付「開帳中寺中寺外法度書」によると、「講中の喜捨物、開帳中のさん物をもつて、ゑい／＼水なんなきやうにさいこうをいたすへきねかいなり」といひ、そして開帳中の散物とは、「開帳中講堂社のさんせん、ならひに御まもり、そんないとうみやうりやう、ゑんぎ」等を想定している。すなわち賽銭、燈明料のほかに縁起（パンフレット）の賣上げも財源に入れられていたのである。「諸人にれいちれいそんなることをしらしめるため」に略縁起を作り、これを印刷して賣捌いたものと考えられる。こうして道明寺ことにその天満宮關係の什寶の開帳を契機に本縁起から略縁起が多く作成されたのである。もう一度いうと本縁起は「天満宮」藏の繪巻物で、略縁起とは前述來の「道明寺」藏の寫本や、佛教全書の底本等を指示するのである。

さて問題は本縁起から略縁起を作成する際の記事の精密度である。假名遣いの相違は論外として、内容の面からというと、靈驗いやちな寺であることを主張する意圖からも當然であるが、上巻および中巻はほとんど省略していない。けれども下巻には省略が目立つのである。天満宮本の第十五段および第十六段のそれぞれ大半を、第十九段

の全部を略本（佛教全書すなわち道明寺本・道明寺三室本）は缺いている。道明寺が元龜三年（一五七二）の兵火に罹り、烏有に歸した後、天正三年（一五七五）、織田信長の朱印狀を給わり、復興に着手して、天正七年（一五七九）に伽藍の整備を見るや、それを記念して「道明寺記」を作成した、という経緯を略本では讀取ることが不可能なのである。

なお些細なことではあるが、天満宮本の第十段の終りの「扶桑略記にことしるせり」の箇所を、略本では「ふるきふみにもしるせり」と書換え、「道明寺記」の文據を味ませている。同じく天満宮本の第十三段の「鎌倉よりの下知の趣、右近將監前上野介兩判の御下文を給はる」、「左兵衛督より御下文をたまふ」を、略本ではそれぞれ「鎌倉の沙汰として下文を給ふ」「下文を給ふ」と省略し、北條宗方・大佛宗宣の連署した六波羅下知狀および足利直義下知狀などの確乎とした古文書の存在性を稀薄にさせている。また、天満宮本ではそれらの下知狀が「いまなを西大寺にあり」とわざわざ斷わっているのに、略本では「いまなを寺にあり」と、西大の二字を脱落させたために、下知狀が道明寺に所藏されているような錯覺を與えている。逆に、天満宮本の第十段の「木をきり、棘をはらひ」の箇所を略本では「草萊をひらき、荆棘をはらひ」と叙述を風雅に改めている箇所もある。だが總じていけば、略本は杜撰のそしりを免れないのである。

四

つぎに天満宮本に從つて「道明寺記」の考證に移ろう。上巻の第一段は土師連の遠祖の天穗日命および野見宿禰に關する記述である。天穗日命は、天照大神と素戔鳴尊とが誓約して互に子を生んだときに、天照大神より生れた五男神のうちの一柱である。野見宿禰は、垂仁紀七年七月條に當麻蹶速と相撲して勝つた人物で、同じく三十二年七月條に埴輪の起源と土師賜姓の傳承が見えるが、後述する菅原賜姓に關する土師宿禰古人らの請願文に詳しい。土師八嶋連のことは、用明紀二年四月條に見え、物部氏滅亡の際、蘇我側についている。八月朔日よりの祭禮を八朔祭と稱し、宮相撲を行なう慣習があった。現在は新曆の九月一日に祭禮と大阪高校相撲大會を行なっている。

第二段は、土師八嶋連の居宅を改めて土師寺となしたこと、天應元年（七八一）に土師宿禰古人らに菅原の姓を賜わったことの記述である。『續日本紀』天應元年六月壬子條に、土師宿禰古人、同道長ら十五人が

土師之先、出自天穗日命、其十四世孫、名曰野見宿禰、昔者纏向珠城宮御宇垂仁天皇世、古風尚存、葬禮無節、每有凶事、例多殉埋、于時皇后薨、梓宮在庭、帝顧命群臣曰、後宮葬禮、爲之奈何、群臣對言、一遵倭彦王子故事、時臣等遠祖野見宿禰進奏曰、如臣愚意、殉埋之禮、殊乖仁政、非益國利人之道、仍率土部三百餘人、自領取埴造諸物象進之、帝覽甚悅、以代殉人、號曰埴輪、所謂立物是也、此卽往帝之仁德、先臣之遺愛、垂裕後昆、生民賴矣、式觀祖業、吉凶相半、若其諱辰掌凶、祭日預吉、如此供奉、允合通途、今則不然、專預凶儀、尋

命祖業、意不_レ在_レ茲、望請因_二居地名_一、改_二土師_一以爲菅原姓

と請願し、勅許せられた。埴輪の起源傳説が事實として信ずるに足りないことは當然であるが、土師氏が天皇の喪葬を掌る職掌をもち、土師器の製作に従事する土師部を率いる伴造的氏族であつたことは事實である。律令制では凶禮の家とされていたので、これを忌んで改氏姓を願ひ、やがて菅原・秋篠・大枝江⁽⁹⁾の各氏に分れた。幾内には土師郷が河内國志紀郡、同丹比郡、和泉國大鳥郡にあつて(和名抄)、志紀郡土師郷は、和泉國大鳥郡の土師郷とならんで、その付近に多くの天皇陵が散存するから、土師氏の傳統的な本據地と考えてよい。土師八嶋の連の住宅を捨てて梵刹となしたことについて『太子傳玉林抄』卷三に、土師者姓也、八嶋者名也、住所河内國土師寺云、其跡也

とある。伽藍配置は、天満宮に所藏する古繪圖をみると四天王寺式のようで、現在「天満宮」の門の前方に五重塔の礎石を残している。

第三段は、神護景雲三年(七六九)に寺領を賜つたこと、白山權現・稻荷明神の勸請に關する記述である。神護景雲三年に稻葉菱江の二村を寺領と定めたというのは、『元亨釋書』卷二十三資治表の神護景雲三年條にある「納_二封戸于土師寺_一」という記事に據つたのであろうか。養老年中に泰澄が白山權現を感じたことは藤原敦光の「白山上人緣記」にある⁽¹⁰⁾が、「十一面觀音、光明赫熾として現じ云々」は『元亨釋書』卷十八願雜の白山明神の條によるものと考えられる。和銅年中に稻荷明神が伊奈利山に顯坐したというのは、『二十二社註式』の稻荷社の條に

人皇四十三代元明天皇和銅四年^辛亥始顯_二坐伊奈利山三箇峯平處_一、

是秦氏祖中家等拔_レ木殖_レ蘇也

とあるのに據つたものと思われる。無常院は無常堂ともいい、臨終の病者(道俗とも)を置いて世の執著を斷たしめ、専ら佛を念ぜしむる堂宇を指す。

中卷の第四、五、六、七、八、九、十、十一の各段は菅原道眞に關する記述である。第十段の日藏上人が金峯山で大政威徳天にまみえる記述は、『元亨釋書』卷十八願雜の北野天満神の條によるものと思われる。すなわち、

大政天語_レ賢曰、我是上人本國菅丞相也、……我欲_レ惱_二君臣_一傷_二人民_一、又思、以_二我生前悲泣之源_一化爲_二大雨_一、浸_二本國_一爲_二水海_一……爲_二我住城_一、然此國、普賢龍猛、流_二傳密教_一之地也、又應化諸聖、以_二悲願力_一借_二名明神_一、游_二住諸處_一、覆_二護衆生_一、彼諸名神常慰_二諭我_一、我又愛_二重佛教_一、故不_レ成_二巨害_一、但我十六萬八千諸眷屬暴惡鬼神等、隨_レ處興_レ災、我尚難_レ禁、……而今立_二一誓_一遺_二本邦_一、上人傳_レ之、普屬_二流布_一、若人作_二我形_一、稱_二我名_一、慙_レ尊重、我必擁護、若人聞_二上人言_一、信受崇奉、我亦不_レ爲_二如_レ上之害_一、

という『元亨釋書』の記事を平易に書換えたことは明白である。つづく第十一は御堂關白の藤原道長が菅丞相の像ならびに遺愛品を拜閱されたという記述であるが、これはその末尾に付記するように『扶桑略記』に典據をもつ。治安三年十月廿七日條に、

(入道大相國) 昏黑御_二河内國道明寺_一、國司爲職裝束食堂、帷帳之飾、裝麗云盡、朝夕之儲、敢不_二忽諸_一、諸陪從南廬太以過分

とある。だが道長が菅丞相にまつわる靈寶類を上覽したことは出てい

ない。縁起作者の作爲が窺われる。

中巻各段のうち、第十段と第十一段は右の通りその典據を求めることができるけれども、第四段から第九段までは典據を捜すことが困難である。第四段は、覺壽尼が道明寺で出家した因縁により、道明寺と菅丞相の檀信關係が深まったこと、第五段は、元慶四年(八八〇)、丞相が三十六歳のとき、一刀三禮して十一面觀音像を彫刻したこと、第六段は、元慶八年(八八四)、丞相が四十歳のとき、靈神の守護により五部の大乘經を書寫し、納經した經塚から木櫛樹が生えたこと、第七段は、仁和二年(八八六)、丞相が四十二歳のとき、阿字觀を修し、譽田八幡宮より寶劍を感得したこと、第八段は、延喜元年(九〇一)、丞相が五十七歳のとき、太宰府へ流謫のみぎり、道明寺へ立寄り、形見として佛舍利五粒・等身木像等をのこし、訣別の一首を詠じたこと、第九段は、延喜三年(九〇三)に丞相が薨去した後、安樂寺より丞相の遺品として阿彌陀經以下十一點を送つて來たこと、をそれぞれ内容とする。

右の各段の記述が歴史事實であるかどうかは決しにくい。菅原道眞の傳記の根本史料である『北野天神御傳』や『菅家御傳記』にはもちろん、天神信仰の縁起物である『北野緣起』や『北野天神御緣起』にすら、道明寺關係のことは見受けられない。「道明寺記」の中巻は菅原道眞の傳記・靈驗譚の系譜のなかではほとんど孤高に近いのである。「道明寺記」の作者は一體何を根據に各段の記述をなしたのであるうか。一つのヒントが「天満宮」所藏の古文書にある。

道明寺靈寶目錄

- | | |
|------------|--|
| 一、天満宮等身尊像 | 菅丞相五十七才自作 |
| 一、十一面觀音 | 同三十六才一刀三札御自作 |
| 一、五部大乘經書寫硯 | 同四十才夏中 |
| 一、阿字之鏡 | 同四十貳才阿字觀修行觀鏡 |
| 一、寶劍 | 同譽田八幡宮る感得也 |
| 一、五色佛舍利 | 同御伯母尼公へ御篋 |
| 一、等身像彫刻小刀 | 菅丞相御自筆 |
| 一、阿彌陀經 | 同斷 |
| 一、般若心經 | 同左遷之時龍女捧し也 |
| 一、瑠璃壺 | 同御所持 |
| 一、五股鈴 | 同斷 |
| 一、御小鏡 | 同斷、御櫛小紫元結有之 |
| 一、御櫛笥 | 同斷 |
| 一、御石帶 | 同斷 |
| 一、一角御笏 | 同斷 |
| 一、八葉之鏡 | 花園院様
靈元院法皇様 勅符也 ^(封)
中御門院様 |
| 一、同記文 | 鏤阿阿闍梨筆 |
| 一、楊枝之御影 | 菅丞相御自筆 |

右之外數品御座候得共、有増之分以書付奉申上候、以上

道明寺役人

寛政元年西六月廿六日

三根次右衛門(黑印)

(異筆)
「又四年十月十九日書上ヶ

松平伊豆守様御巡見ニ付十日御召ニ而被仰渡候」

御奉行所

巡見使の上覽に供するため奉行所へ提出した靈寶目錄であるが、ここに列舉の寶物はみな「道明寺記」の第五段から第九段にかけて登場する靈寶である。書付けの品々こそ、道明寺が誇る傳來の什寶であり、例の享保年間より始まった開帳もこれらの菅公にまつわる一連の品々でもって客寄せしたものと考えられる。おそらく元龜三年の回祿の際にも尼僧たちが持出し、無事災難を免れた靈寶であつたにちがいない。十五段の末尾に「わつかに佛像持經管神の像寶物などを取り持て、尼衆方々にのかれさりぬ」というではないか。このいわば「當時に現存する」菅公の靈寶物のそれぞれに關して、「道明寺記」の作者は、もつともらしい因縁譚を構成したのではないかと想像されるのである。

下巻からはほぼ歴史事實としてみる事が可能で、文據もある。第十二段は寛元四年(一二四六)に興正菩薩が道明寺で文殊供養を修し、尼僧に菩薩戒を授けたという記事である。『西大勅諭興正菩薩行實年譜』巻上の寛元四年條に、

二月製_(道明寺)文殊講式一卷、……………十月廿五日於_(道明寺)土師寺_(土師寺)授_(道明寺)菩薩

戒於二百三十六人

とある。第十三段は、永仁六年(一二九八)、曆應二年(一二三九)に幕府より西大寺以下三十四箇寺に下知狀を賜つたことを内容とする。『西大寺藏本』に、「欲殊有_(意)申_(意)御沙汰當寺一門僧尼等、且被_(意)優_(意)」

道明寺記について

難_(レ)興_(レ)宗、且被_(レ)賞_(レ)致_(レ)御祈禱_(レ)功_(レ)、申_(レ)賜_(レ)關東御教書、令_(レ)停_(レ)止_(レ)御家人并甲乙輩狼藉_(二)子細事_(一)」 という永仁六年二月日付の西大寺并諸末寺住侶等言上書を收め、それを受けて出された六波羅下知狀は

可_(レ)禁_(レ)斷_(レ)守護代并地頭御家人等於_(三)西大寺以下諸寺_(二)致_(レ)濫惡_(一)事
右任_(三)今年四月十日關東御下知之旨_(二)可_(レ)致_(レ)沙汰_(一)之狀如_(レ)件
(北条宗方)

永仁六年九月九日 右近將監_(大仏宗意)平朝臣 御判

前上野介平朝臣 御判

とあり、そして「關東御祈禱諸寺」として、西大寺、招提寺、菩提寺、藥師寺、不退寺、大御輪寺、額安寺、海龍王寺、西琳寺、般若寺、喜光寺、大安寺、教興寺、竹林寺、速成就院、淨住寺、大乘院、弘正寺、最福寺、泉福寺、三學院、眞福寺、惣持寺、神願寺、金剛寺、利生護國院、多田院_(以上僧寺)、法華寺、道明寺、三箇院、豐浦寺、光臺寺、舍那院、妙樂寺_(以上尼寺)の三十四箇寺を擧げている。曆應二年度の下知狀は同じく『西大寺藏本』に、

當寺以下三十四箇寺_(注)有_(レ)別_(レ)祈禱事、任_(三)去永仁六年四月十日關東下知狀_(二)、可_(レ)被_(レ)致_(レ)其沙汰_(一)之狀如_(レ)件
(足利風義)

曆應二年十月十三日 左兵衛督 在判

西大寺長老

とある。第十四段は、西琳寺の僧鑑阿が菅神の靈告をうけ八葉の鏡を封閉したこと記述である。鑑阿の告文は現在「天滿宮」に所藏するが、それは次のような文書で、

延慶三年六月一日、於大和國室生山灌頂院被行傳法灌頂_(堂上)ハ口、大阿闍梨當寺長老忍空上人、新阿闍梨和泉國久米多寺長老禪尔

大徳、爰鑊阿令勤仕誦經導師之間、當日平旦披見表白草子之處、垂天滿天神御影向、對鑊阿令坐給、即神告御詞云、

道明寺寶藏中、重寶等者、我昔留心所遺置也、就中葉鏡者日觸手朝移影是留此寺何異、在生伊勢大神宮内侍所自垂仁天皇御宇被崇之、諸社神跡之在生未移其影矣、今此鏡者面移於影裏留於名、身雖趣國名留此寺、是偏爲國爲民也、而近來甲乙之輩稱結縁輕令取出觸手撫之、松煙漸薄露點亦闕、甚不可然、是我眞跡也、御邊速付封、くくくくくく、御邊此寺有功返、隨喜御邊行處我必行、

此間御氣色如常、于時鑊阿見於右方、道明寺之下司忠仲有之、

御氣色不常、懸御詞云、

汝此事速披露、若緩怠汝子孫不祥

爰鑊阿聞神告御詞、汗流身毛豎、非夢非覺、如此示給忽然不見給、

延慶三年六月一日已剋記金剛佛子鑊阿(花押)

とある。第十五段は、元龜三年(一五七三)の兵火に罹り道明寺が焼けたことについて述べている。古市郡の高屋城に據る河内守護畠山高政は永祿三年(一五六〇)より三好黨と數次兵を交えたが、永祿九年(一五六六)に熾和し、永祿十二年(一五六九)に家督を弟昭高に譲った。跡目を嗣いだ高山昭高は擁立者の守護代遊佐信教のため元龜三年四月に殺された。この遊佐氏の反亂により道明寺が焼失したのである。その後、天正元年(一五七三)に織田氏の兵が河内に入り遊佐氏を征したが、

なお戦塵おさまらず、最終的には天正三年(一五七五)四月、高屋城に據る三好康長が織田信長に降るまで待たねばならなかった。天正元年に織田氏の部將佐久間信盛が道明寺宛に送った折紙が「天滿宮」に藏されている。

當手軍勢亂妨狼籍陣取放火以下之事、堅令停止訖、若違犯之輩於在之者、速可令成敗者也、仍折紙如件

天正元年 佐久間右衛門尉

十一月十六日 信盛(花押)

道明寺

惣中

稻葉・菱江の二村は道明寺が有した中世以來の莊園であつたと思われるが、同じく「天滿宮」には次の二通の折紙が残っている。

菱江庄公文職事、雖行人給候、往古筋目承分候条、違亂令停止候、向後之儀者、

御代之任御判之旨、可爲不入候条、從國方競望不可有之者也、仍執達如件

大永七

八月七日 盛通(花押)

道明寺藏直御房

就菱江と稻葉と申事、令放火菱江之由候、言語道斷之次第候、國中被災御法度候上者、御成敗之段、可被仰出候条、聊自菱江不可聊尔之勤仕之由、堅可申之由候、恐く謹言

五月十九日

吉益主殿助

家次（花押）

由上貳位

弘舜（花押）

道明寺直歲御房

第十六段は、天正三年に織田信長より、戦火を避けて離散していた尼僧が戻り寺門を相續し、寺領を知行すべき朱印狀を賜い、復興にとりかかる記事である。信長の朱印狀（折紙）は今も「天満宮」に藏されている。

當寺事、今度放火無是非次第也、所詮各早速可令歸寺、當知行等聊不可有相違候也、仍狀如件

天正參

十一月九日（朱印）

道明寺

なお「天満宮」には豊臣秀吉の判物・朱印狀（いづれも折紙）が各一通ある。

河州志紀郡内當寺領百石事、寺納不可有相違狀如件

天正十一

八月十二日

秀吉（花押）

道明寺

河内國志紀郡道明寺内百七拾四石貳斗事、以今度檢地之上、令寄進之訖、可全寺納候也

文祿三

道明寺記について

十二月二日（朱印）

道明寺

蛇足であるが、十六段の冒頭に「天正三年、尼衆江州安土にいたりて」とある「安土」は岐阜の誤りであろうか。信長が安土へ移るのは天正四年二月のことである。⁽¹⁴⁾

拾遺附録の第十七段は、本文にある通り『無題集』（『本朝無題詩』）が出典である。第十八段は謡曲の「道明寺」が典拠である。『言繼卿記』天文元年五月二日條に演能のことが見えるので、「道明寺記」はそれを簡潔にまとめたものと思われる。⁽¹⁵⁾

以上で、天満宮本の「道明寺記」の考證を終る。他に論すべきこともなくはないが、それらは別の機會に譲りたい。

なお最後に、本稿作成の経緯について述べておく。昨年七月、藤井寺市道明寺の三根隆三氏の依頼により、水野恭一郎教授、平祐史助教授の指導のもとに「天満宮」および「道明寺」の古文書調査を行なった。日ごろ寺院縁起に興味をもつ筆者は、「天満宮」で披見した「道明寺記」を讀んで行くうちに、前述した通り、佛教全書に收載の「道明寺記」と若干異なることに氣付いた。そのことを水野・平祐先生に話したところ、早速、史料紹介をせよとの依頼を受けたので、若干の考證を付してここに本誌に掲載する次第である。

水野恭一郎・平祐史の兩先生はもとより、調査に斡旋の勞をとられた三根隆三氏、貴重な古文書類の披閱を許可された「天満宮」の宮司・禰宜、「道明寺」の住職、ならびに共に調査したメンバーである野

田秀雄氏、江島孝導・木村靖・西脇達彌の各君に感謝したい。水野恭一郎先生から古文書の解讀を指導していただいたことを特に記して謝意を表しておく。

【註】

- (1) 「道明寺」所藏古繪圖。
- (2) 『明治維新神佛分離史料』五の六九頁以下。
- (3) 『道明寺町史』四九頁。字乾堂は「道明寺記」(天満宮本第三段末尾)にみえる古代土師寺の乾堂の故地である。
- (4) 現在「道明寺」では「道明寺縁起 宮華族御筆」と稱している。
- (5) 「天満宮」所藏中御門天皇女房奉書および靈元上皇女房奉書。
- (6) 『圖書總目錄』の「河州志紀郡土師村道明尼律寺記」の項によると、「河内道明寺略縁起」の別稱がある版本を長澤規矩也氏が所藏しているという。
- (7) 『日本書紀』神代上第六段。
- (8) 『令義解』職員令諸陵司條。
- (9) 『續日本紀』延暦九年十二月辛酉條。
- (10) 『本朝續文粹』卷十一記。
- (11) 『西大寺教尊傳記集成』一二九頁。
- (12) 『大日本佛教全書』寺誌叢書第二(舊版)
- (13) 紙面に印(印文不明)十二あり。
- (14) 『信長公記』卷九。
- (15) 作成謙太郎氏は『謡曲大觀』卷三の一八二四頁で『拾葉抄』に引用の「道明寺縁起」によって論じているが、この「道明寺縁起」とは天満宮本の道明寺記のことであろう。